## 印南川を考える会規約(案)

(名称)

第1条 この会の名称を「印南川を考える会」(以下、考える会という。)とする。

(目的)

第2条 考える会は、河川管理者が二級河川印南川水系河川整備計画の案を作成するにあたり、関係住民の意見等を聴取することを目的とし設置する。

(構成)

第3条 考える会は、印南川水系及び周辺地域に精通した委員で構成し、委員は、日高振 興局建設部長が任命する。

(任期)

第4条 第3条にあげる委員の任期は、同水系の河川整備計画が策定されるまでとする。

(事務局)

第5条 考える会の事務局は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局 建設部に置くものとする。

(情報公開)

- 第6条 1. 考える会は、原則、公開とする。
  - 2. 事務局は、考える会の開催後、考える会の資料及び議事概要について、公表するものとする。

(意見のとりまとめ)

第7条 事務局は、考える会での意見をとりまとめ、河川整備計画の案の作成に必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、考える会の運営に必要な事項は、考える会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和5年5月 日から施行する。